

2 登記又は登録ができる固定資産を取得したときは、速やかにその手続をしなければならぬ。(固定資産番号及び標札)

第 65 条 固定資産には、1 整理単位ごとに固定資産番号を付さなければならない。

2 固定資産（土地又は表札を付することが不可能なものを除く。）には、前項と同一の番号を付した標札を付さなければならない。

第 69 条 総務部長は、固定資産台帳を備え、固定資産の増減及び現状を明らかにしておかなければならない。

イ 監査の結果

(ア) 固定資産の実査に関する規定
概要に記載のとおり、環境公社の財務規程には固定資産の実査に関する規定がないため、実務上どのように現物管理を行っているのかについて、担当者へのヒアリングを実施した。

担当者によると、固定資産については、毎年度 4 月に本社経理担当から各所管部署に対して管理状況の確認を依頼していることであったが、報告様式は特設作成されていなかった。また、直接現物を確認する機会は、外部監査人が監査手続として実施する実査への経理担当者による立会いにとどまり、定期的かつ網羅的な現物実査は行われていないとのことであった。

(意見 5-2) 固定資産の実査について
環境公社は、固定資産の現物管理について、毎年度 4 月に本社経理担当から各所管部署に対して管理状況の確認を依頼しているが、報告様式は特設作成されていない。また、直接現物を確認する機会は外部監査人が監査手続として実施する実査への経理担当者による立会いにとどまり、定期的かつ網羅的な現物実査は行われていない。
固定資産の管理においては、定期的かつ網羅的な現物実査が有効であると考えられるため、ローテーションによる効率化も考慮しつつ、経理担当者の立会いを含めた計画的な現物実査の実施を検討されたい。

(イ) 固定資産の管理
環境公社が保有する固定資産について、実在性や管理状況を確認するため現物実査を実施した結果、東京都生物多様性推進センター及び東京都環境科学研究所において、改善すべき事実を識別した。

まず、東京都生物多様性推進センターに所在する以下の資産について、数量を 1 として登録しているものの、実際にはついたて、掲示板、キャビネットと異なる形態を含む 6 つの什器であった。また、6 つの什器には枝番を付したラベルが貼付されていた。

資産番号	資産名	取得年月日	数量
877-050	第二多摩分室用木製什器	令 05.09.13	1

この点について、財務規程第 65 条に定める 1 整理単位は、明確には定義されていない。また、同資産の耐用年数に関して、公社は 6 つの什器を同一資産として、国税庁の「主な減価償却資産の耐用年数表」に基づき、「事務机、事務イス、キャビネット その他のもの」に分類し、耐用年数 8 年で登録している。一方、6 つの什器を個別に登録した場合、同表に基づくとついでには「広接セット その他のもの」、掲示板は「室内装飾品 その他のもの」、キャビネットは「事務机、事務イス、キャビネット その他のもの」に分類することが想定されるが、いずれも耐用年数は 8 年であるため、会計処理に影響は生じていない。

次に、登録上の所在が東京都環境科学研究所となっている以下の資産は、共同研究契約に基づき提供される設備の対象となっており、現物は平成 29 年の契約開始以降、更新を重ねて現在に至るまで共同研究先に所在している。

しかし、当該資産の実在性や管理状況については、所管部署における確認は実施されているが、記録は残されておらず、経理担当者による確認は実施されていなかった。また、固定資産台帳には当該資産が貸出となっている旨の記載はなかった。

資産番号	資産名	取得年月日	数量
730-050	RC Viento GPU Edition 環境 (地下水)	平 29.08.01	1

(意見 5-3) 固定資産の登録について
環境公社の東京都生物多様性推進センターに所在する資産について、数量を 1 として登録しているものの、実際にはついたて、掲示板、キャビネットと異なる形態を含む 6 つの什器であった。また、6 つの什器には、枝番を付したラベルが貼付されていた。

この点について、財務規程第 65 条に定める 1 整理単位は明確に定義されていないため、誤りとまでは言えない。また、同資産の耐用年数に関して、公社は 6 つの什器を同一資産として耐用年数 8 年で登録しており、6 つの什器を個別に

登録した場合でも、各資産の耐用年数はいずれも8年であるため、会計処理に影響は生じていない。

しかし、現物管理の観点からは、財務規程第65条で定める1整理単位は、実物の物理的な形態に応じて区分されることが適切であり、ついで、掲示板、キーボードといった物理的な形態が異なる資産は、別の整理単位として登録し、固定資産番号を付すべきである。

また、枝番は同一の物理的形態を持つ資産が複数ある場合に有用であり、物理的な形態が異なる資産について枝番による管理を実施しても、物理的形態に応じて利用方法や利用場所はおのずと異なるため、かえって混乱が生じることが懸念される。

したがって、公社は財務規程第65条に基づき1整理単位について具体的な定義を整理し、その定義に基づき資産登録を行われたい。

(意見5-4) 固定資産の第三者への貸出について

登録上の所在が東京都環境科学研究所である資産のうち、共同研究契約に基づき提供する設備の対象となっており、平成29年の契約開始以降、現物が共同研究先に所在する資産につき、当該資産の実在性や管理状況について、所管部署による確認は実施されていたものの、経理担当者による確認は実施されていなかった。また、固定資産台帳には、当該資産が貸出となっている旨の記載はなかった。

環境公社の財務規程等には、公社が所有する固定資産の貸出について特段の規定はないが、貸出を行っている固定資産は現状限定的であるものの、貸出を行っている旨が固定資産台帳等で確認できなければ、所在や利用状況の把握など、管理が適切に行えない可能性がある。

したがって、貸出を行っている資産であることを固定資産台帳等で把握できるようにするとともに、現物確認の方法についても実態に応じた適切な方法を検討されたい。

(3) 都の保全物品（貸与物品）の管理

ア 概要

環境公社は、都との委託契約に基づき業務を実施するに当たり、都が所有する物品の貸与を受けている。

これらの物品は保全物品（貸与物品）と呼称され、公社においては東京都環境科学研究所、中防管理事務所、東京都生物多様性推進センター及び各保全地域において、それぞれ公社の所管部署が現物を利用及び管理している。

1 監査の結果

東京都生物多様性推進センターは、「令和6年度東京都保全地域人材育成等及び管理運営等業務委託（概算契約）」及び「令和6年度東京都保全地域人材育成等及び管理運営等業務委託（概算契約）」に伴う物品使用貸借契約書に基づき都の保全物品（貸与物品）を管理している。

同センターに所在する保全物品（貸与物品）について、実在性や管理状況を確認するため現物実査を実施した結果、センターに所在する以下の物品については、実際の取得は令和6年度であるにもかかわらず、貼付されているラベルには令和7年度の取得と記載されていた。

番号	品名	数量	規格
194	カメラ（レンズ、マイク含む）	1	キヤノン EOS R7 ++/RF-18-150 15 STM キヤノン DM-E1D
196	什器	1	サンワサプライ CP-SVCMJLT2 W700 D600 HI300

この点について担当者へヒアリングを実施したところ、「令和6年度東京都保全地域人材育成等及び管理運営等業務委託（概算契約）」に伴う「物品使用貸借契約書」第5条第6項に基づき購入した物品に関しては、都への返還は契約期間が満了する年度末となり、返還後に都が財産登録を実施するため、都側で資産登録が行われるのは翌年度となることが要因であるとのことであった。

第5条

(6) 乙は、当該年度における委託契約の範囲内において物品を購入するときは、物品購入書（別紙第4号様式）を作成し、甲から承諾を得るとともに、本契約期間満了の際、甲に返還しなければならない。

注：甲は東京都、乙は環境公社である。

(意見5-5) 貸与物品の現物管理について

「令和6年度東京都保全地域人材育成等及び管理運営等業務委託（概算契約）」に伴う「物品使用貸借契約書」（以下「契約書」という。）に基づき環境公社が都から貸与を受けた物品（貸与物品）のうち、東京都生物多様性推進センターに所在する物品について、実際の取得は令和6年度であるにもかかわらず、貼付されているラベルには令和7年度の取得と記載されているものがあった。

契約書第5条第6項に基づき購入した物品に関しては、同規定に基づき契約期間満了の際に都へ返還することとなるが、契約期間が満了するのは年度末であり、返還後に都が財産登録を実施するため、都側で資産登録を行うのは翌年度

となることが要因であった。しかし、当該運用によれば、同契約第5条第6項に基づき都に返還する物品であることが購入段階で明確であるにもかかわらず、都に返還するまでラベルが貼付されず、公社資産と区別する形で現物管理がなされないこととなる。

都に返還する物品であることが明確である以上、購入時から返還までの間においてラベルを貼付することで公社資産とは明確に区別して現物管理を行うことが適切である。

したがって、公社は同契約第5条第6項に基づく物品の購入を行った際は、契約期間満了の際に都へ返還するまでの間、購入物品にラベルを貼付して公社資産と区別して現物管理を行う運用とすることを検討されたい。

(4) 競争見積契約

ア 概要

環境公社は、公社が締結する売買、賃貸、請負その他の契約に関する事務について、契約事務規程を定めている。同規程において、契約は、以下のとおり指名による競争見積を原則としている。

(指名による競争見積契約)

第2条 公社の契約は、指名による競争見積を原則とし、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最高又は最低の価格をもって申し込みをした者を契約の相手方とするものとする。

イ 監査の結果

都は、平成30年に「入札契約制度改革の本格実施について」を公表し、知事部局が契約事務を行う競争入札に付する工事請負契約案件を対象に、予定価格の事後公表、入札参加者が1者以下となった場合における入札辞退者から理由を聴取するなど原因調査の取組の強化、低入札価格調査制度の適用範囲の拡大といった取組などを定めている。

一般に、1者入札や予定価格に対し100%付近の落札率となった案件については、競争の原理が働かずに市場価格よりも高額な契約金額となっていないか(経済性)という点で懸念がある。また、低落札率の案件については、契約の内容が見積り及び仕様のとおりに行われるかどうか(有効性)という点で懸念がある。

この点、環境公社においても、ここ数年で事業規模が大きく拡大しており、審査業務の外部委託を含む調達・委託の件数及び金額規模が増加する経営環境にあるため、契約におけるリスクに対応する体制の整備が行われることが望ましい。

そこで、上記の観点から、公社における競争見積契約について実態を把握するために契約台帳を閲覧したところ、1者入札や低落札率の案件が確認された。そのため、これらの案件に関して調査制度等を設けているか担当者へのヒアリングを実施したところ、現状は1者入札や低落札率の案件に係る調査制度等は存在しないことであった。

(意見5-6) 1者入札や低入札価格に係る調査について

環境公社の競争見積契約において1者入札や低落札率の案件が確認されたが、公社には1者入札や低落札率の案件に係る調査制度等が存在しない。

公社は、都の政策連携団体として、競争見積契約において経済性、品質確保を一定程度担保する必要がある。さらに、公社は、ここ数年で事業規模が大きく拡大しており、審査業務の外部委託を含む契約の件数及び金額規模が増加する経営環境にあるため、競争見積契約におけるリスクに対応する体制の整備が行われることが望ましい。

したがって、1者入札の案件については辞退した企業に対して辞退理由の調査を行い、低落札率の案件については工事等を中心に基準価格を設定して当該価格を下回る入札企業に対して積算内訳と履行能力について聞き取りを行うなど、実態を把握し、その後の契約にフュードバックさせることを検討されたい。

(5) 委託契約の形式

ア 概要

環境公社の東京サーキュラーエコノミー推進センター(T-CEC)では、サーキュラーエコノミーの実現に向け、ウェブサイトを「TOKYOサーキュラーエコノミーアクション」を通じてサーキュラーエコノミーに関する情報を発信するほか、相談・マッチング事業や各補助事業などに取り組んでいる。

公社は、ウェブサイトの保守管理を委託するため、令和6年度は、「令和6年度 TOKYO サーキュラーエコノミーアクションウェブサイトを保守管理委託(単価契約)」を締結している。

イ 監査の結果

「令和6年度 TOKYO サーキュラーエコノミーアクションウェブサイトを保守管理委託(単価契約)」について、契約書及び請求書を閲覧したところ、毎月の請求額は同一金額であった。

この点、一般的な単価契約は、契約時点では数量や工数の見積りが困難なため単価のみを合意し、実績に応じた数量や工数に乗じることで請求額が決定され

るものである。したがって、単価契約であるものの毎月の請求額が一定となることは通常想定されない。

そのため、理由について担当者へヒアリングを実施したところ、保守契約という性質上、委託料（人件費）に障害対策費の工数を毎月一定数見込んでいるが、大きなシステム障害等が生じない限り、予定工数を上回らないことが要因であるとのことであった。

そこで、委託料（人件費）の積算過程を確認したところ、数量に単価を乗じる形で積算しているが、工数を見込んでいるのは単価の積算においてであり、単価に乘じる数量は年間の月数（12）であった。

（意見5-7）契約の形式について

東京サーキュラーエコノミー推進センターのウェブサイト「TOKYOサーキュラーエコノミーアクション」は、保守管理委託を単価契約としているが、請求書を閲覧したところ、毎月の支払額が同額となっていた。

担当者によると、保守契約という性質上、委託料（人件費）に障害対策に係る工数を見込んで影響とのことである。しかし、委託料（人件費）の積算過程を確認したところ、数量に単価を乗じる形で積算しているものの、工数を見込んでいるのは単価の積算においてであり、単価に乘じる数量は年間の月数（12）である。

単価契約は、契約時点では数量や工数の見積りが困難である場合に利用される形式であるが、本契約における数量は年間の月数であり確定できる。また、毎月の支払額を同額としていることからすれば、実質的に総価契約であり、単価契約による経済性には懸念がある。

したがって、上記契約の締結に当たっては、経済性の観点から、契約の形式について十分に検討されたい。

（6）共通経費の配賦

ア 概要

環境公社は、「公益法人会計基準」（平成20年4月11日最終改正 令和6年12月内閣府公益認定等委員会）を採用し、財務諸表として貸借対照表、正味財産増減計算書及びキャッシュ・フロー計算書を作成している（正味財産増減計算書は内訳表を含む）。また、財務諸表に対する注記及び附属明細書も作成し、財務諸表と併せて監査法人の監査を受け、公社ホームページにも公表している。環境公社は収益事業を実施しているため、会計区分は、公益目的事業会計、収益事業等会計及び法人会計の3つに分かれている。

イ 監査の結果

公益法人は、複数の公益目的事業又は収益事業等を行う場合、区分経理を行い、各事業の内訳を開示することが公益会計基準により求められており、公社においても、公益目的事業、収益事業、法人会計に区分して財務情報を開示の必要がある。

そこで、公社の財務報告の信頼性を確認するため、各事業にまたがって発生している経費（共通経費）の配賦方法について要領やマニュアルなどの規程類を閲覧したところ、配賦基準は明記されていなかった。

また、事業費と管理費の按分について担当者へのヒアリングを実施したところ、按分基準は過年度より固定されているとのことであった。

（意見5-8）共通経費の配賦基準の明記について

環境公社は、各事業にまたがって発生している経費（共通経費）の配賦方法について、要領やマニュアルなどの規程類において明記していない。

定められた配賦基準に従い適正に会計処理を行うことで、事業活動の透明性が高まり、財務報告の信頼性も確保することにつながる。

したがって、配賦基準を要領やマニュアルなどの規程類として整備されたい。また、事業費と管理費の按分については按分基準が過年度より固定されているため、配賦基準を規程類として整備する過程で、改めて実態に応じた水準であるか検討を実施されたい。

（7）棚卸資産

ア 概要

環境公社では、財務規程において、棚卸資産を以下のとおり定義している（同第48条）。

- ・材料、工事、工作、修理のため消耗せられ、又は建物、構築物の構成部分となるもの
- ・部分品、購入したままで調達資産の一部に取りつけるもの
- ・工具器具備品、工事、工作、修理又は事務用に使用される工具、備品で固定資産に計上されないもの
- ・消耗品、1回の使用により消耗し、又は備品等の構成部品となるもの

また、棚卸資産は棚卸経理を行うものとしており、毎事業年度末に实地棚卸を行い、その結果について棚卸資産管理部長は棚卸明細書を作成し、総務部長に報告しなければならないとされている（同第58条）。

令和6年度末時点で、公社全体の棚卸資産の在庫（主に施設維持補修に係る部品や燃料等）の合計金額は、75,948千円である。

イ 監査の結果

環境公社の決算における棚卸資産は、財務規程に基づき年度末に行われる実地棚卸によって計上されている。そこで、財務諸表における棚卸資産の評価額の適切性を確認するため、実地棚卸の実施状況について担当者へのヒアリング及び関連資料の閲覧を実施した。

担当者によると、実地棚卸は、毎年度末に本社から各拠点の担当者に対して実施方針をメールで通知し、これに基づき各拠点において作業を実施しているとのことであった。また、実地棚卸については、公社の会計監査人が定期的に各拠点での作業に立ち会い、財務規程に照らして作業が正しく行われているかを確認しているとのことであった。

しかし、実施手順等は各拠点の担当者に委ねられており、実地棚卸に関するマニュアルやチェックリストなどは整備されていなかった。

(意見 5-9) 実地棚卸に係るマニュアル等の整備について

環境公社は、財務規程に基づき、毎年度末に実地棚卸を行っている。実地棚卸は、毎年度末に本社から各拠点の担当者に対して実施方針をメールで通知し、これに基づき各拠点において作業が実施されている。また、公社の会計監査人が定期的に各拠点での作業に立ち会い、財務規程に照らして作業が正しく行われているかを確認している。しかし、実施手順等は各拠点の担当者に委ねられており、実地棚卸に関するマニュアルやチェックリストは整備されていない。

マニュアルが整備されていない場合、作業の属人化を招き、作業ミスや品質のばらつきが生じるおそれがある。また、正確に在庫数を把握できない場合、財務諸表の内容が不正確となるほか、過剰在庫を招く、盗難や紛失の発見が遅れるなど、様々なリスクが生じる。

したがって、実地棚卸に係る実施手順を可能な限り具体的に定めたマニュアルやチェックリストの整備を検討されたい。

3 環境公社の自主事業

(1) 東京スインミルの運営

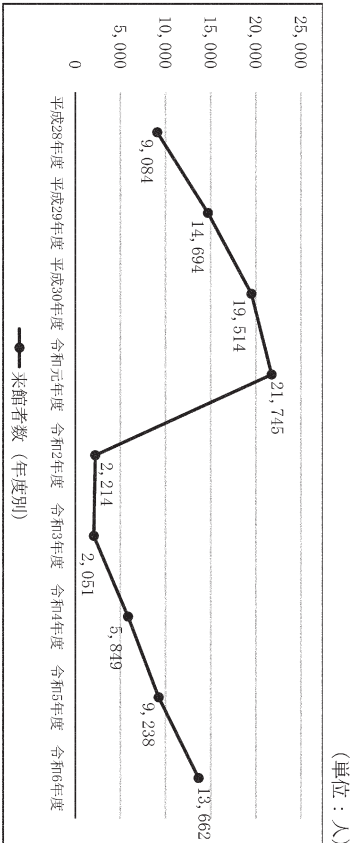
ア 概要

東京スインミルは、平成 28 年度から、子供をはじめとする全ての人々が水素エネルギーの社会的意義、将来像、安全性等について正しく学び、知識を習得できる施設として開設された。入館料は無料となっている。

東京スインミルの土地、建物とともに環境公社が所有しており、運営の財源は、公社の自主事業として、都等から受託する事業において効率的な事業執行により適切に確保した収益を基に運営している。

東京スインミルの年度別の来館者数の推移は、以下のとおりである。

図 B-5-4 東京スインミルの来館者数



※平成 28 年度は、7 月以降の集計である。

環境公社提供資料より監査人作成

イ 監査の結果

東京スインミルの来館者数に関しては、平成 29 年度の包括外部監査報告書において、以下の意見が付されている。

(意見 2-6) 水素情報館「東京スインミル」来館者の増加施策の検討について
スインミルにおける現状の来館者の状況は、都民人口に占める来館者数の割合や、来館者の居住地域が江東区及びその周辺区に偏りが見られる点において、都民全体に対する水素社会の普及啓発活動としてはいまだ十分であるとは言えない状況にある。加えて、開設から日が浅く十分な来館者数を確保できなかったとはいえ、監査人の試算によると、少なくとも一人を呼び込むために 5,773 円のコストが生じていると考えられ、これが適正な水準であるのか疑問である。

このような状況にある原因の一つとしては、スインミルの設立段階において、具体的な来館者数の想定をしておらず、結果的に一人当たりコストの適正水準の設定ができていなかったことが挙げられる。

したがって、環境公社は、今後、来館者数目標の再設定を行い、一人当たりコストの適正水準を設定するなどして、事業にかかるコストと水素社会の普及啓発活動の効果とのバランスを適切に図るとともに、来館者数の増加に向けた取組を更に強化されたい。

これを踏まえて、令和6年度における来館者数及び一人当たりコストの分析を実施した。

まず、年間来館者数の推移に関しては、図B-5-4のとおり、新型コロナウイルス感染症の影響により令和2年度及び令和3年度に大きく落ち込んでおり、ここ数年は回復基調であるものの、ピークであった令和元年度の水準には至っていない。

次に、令和6年度の計画及び実績、令和元年度の実績は以下のとおりである。

表B-5-2 令和6年度における来館者数の分析

	令和6年度 計画	対令和5年度		令和元年度 実績
		実績	増減 伸長率	
一般来館者	6,200	6,076	1,327 128%	6,701
団体来館者	4,300	5,046	1,524 143%	3,664
イベント来館者	600	430	▲537 44%	9,051
合計	11,100	11,552	2,314 125%	19,416
団体特需（計画外）	—	2,110	—	2,329
合計（全体実績）	—	13,662		21,745

（単位：人）
環境公社提供資料より監査人作成

令和6年度は全体として計画を上回る実績となっているものの、既に新型コロナウイルス感染症の人流への影響はないと言える状況下でありながら、いわゆるコロナ前の水準に来館者数が回復していかない現状である。特に、令和元年度に実施していた子供イベントは、イベント来館者数に大きく寄与しており、令和元年度に来館者数と現在の乖離の主要因ともなっている。

また、令和6年度における来館者数の月次推移の状況は以下のとおりである。

表B-5-3 東京スインミルの来館者数（令和6年度月次推移）

4月	5月	6月	7月	8月	9月	計
648	1,063	1,148	1,050	1,425	1,376	
10月	11月	12月	1月	2月	3月	
1,661	1,565	1,113	1,076	823	714	13,662

（単位：人）
環境公社提供資料より監査人作成

年間における月次推移については、4月と10月では2倍以上の開きがあり、季節的な変動も来館者数の増減に影響を及ぼしている。

一方、居住地別の来館者については、平成27年度においては江東区及びその周辺区からの来館者が約7割を占めており、都内全域において広く普及啓発活動が行われていない可能性を示す状況であった。現在は、団体来館者の地域は一定程度把握しているものの、一般来館者について居住地の分析は行っていない。団体利用については海外からの利用が全体の約4分の1を占め増加傾向にある。「子供をはじめとする全ての人々が水素エネルギーの社会的意義、将来像、安全性等について正しく学び、知識を習得できる施設」という東京スインミルの設立趣旨を鑑みると、こうした増加傾向そのものは歓迎すべきものである。しかし、小中高の環境学習や自治体からの来館者数については海外と比較して伸び悩んでいる現状を考慮すると、国内・都内の団体向けに十分な広告宣伝を行っているかという点は、改めて検討する必要がある。

最後に、表B-5-4は、スインミルの設立費用、令和6年度の維持管理費用及び令和6年度に来館者数を基に、監査人が来館者一人当たりコストを試算した結果である。

表B-5-4 スインミルの来館者一人当たりコスト（令和6年度実績）

件名	金額・人数
管理運営等業務委託	64,386千円
その他諸費用	15,614千円
設立費用の各年度負担額（※）	23,161千円
計（①）	103,161千円
令和6年度来館者数（②）	13,662人
来館者一人当たりコスト（①÷②）	7,551円

※設立費用 347,424千円÷15年（スインミル設立時から、「水素の普及拡大に向けたロードマップ」に明記されている平成42年までの年数により算出）

都提供資料より監査人作成

これらの費用のほか、本社費や人件費といった共通費用を考慮すると、実際の来館者一人当たりコストは、上記の試算結果よりも高くなると推察される。

この試算結果によれば、海外居住者を含む来館者一人を呼び込むために少なくとも7,551円のコストが生じていることになるが、これは平成29年度包括外部監査において試算された5,773円を大きく上回るコスト水準となっている。

スインミルは公社の自主事業として、開館以来、入館料を徴収していないため、実質的に当該コストは公社が全て負担することとなるが、スインミルのコストを賄うだけの利益を安定的に得ることは財務構造上難しい。

(意見 5-10) 東京スインミルの来館者数について

東京スインミルの年間来館者数の推移に関しては、新型コロナウイルス感染症の影響により令和2年度及び令和3年度に大きく落ち込んでおり、ここ数年は回復基調であるものの、ピークであった令和元年度の水準には至っていない。

また、令和6年度については計画を上回る実績となっているものの、既に新型コロナウイルス感染症の人流への影響はないと言える状況下でありながら、いわゆるコロナ前の水準に来館者数が回復していない現状は、来館者数の増加に向けた取組が十分に成果を発揮しているとは言えない状況である。特に、令和元年度に実施していた子供イベントは、イベント来館者数に大きく寄与しており、令和元年度の水準と現在の乖離の主要因ともなっている。

さらに、居住地別の来館者については、平成27年度においては江東区及びその周辺区からの来館者が約7割を占めており、都内全域において広く普及啓発活動が行われていない可能性を示す状況であった。現在は、団体来館者の地域は一定程度把握しているものの、一般来館者について居住地の分析は行っていない。

したがって、来館者数については、来館者の属性に応じた広報戦略が想定されるため、来館者へのアンケートを充実させるなどにより、より詳細な分析を実施されたい。

また、海外からの団体利用が増加傾向にあるなど、施設における潜在的な独自性や魅力は十分認められることから、それらを東京都、ひいては全国的にアピールし、来館者数を増やすための広告宣伝の在り方を検討されたい。

(意見 5-11) 東京スインミルの運営コストについて

東京スインミルの設立費用、令和6年度の維持管理費用及び令和6年度の水準を基に、監査人が来館者一人当たりコストを試算した結果、海外居住者を含む来館者一人を呼び込むために、少なくとも7,551円のコストが生じていた。

これは平成29年度包括外部監査において試算された5,773円を大きく上回るコスト水準となっている。

スインミルは公社の自主事業として、開館以来、入館料を徴収していないため、実質的に当該コストは公社が全て負担することとなるが、スインミルのコストを賄うだけの利益を安定的に得ることは構造上難しい。そのため、今後の事業運営については、①寄附金や協賛金、補助金などといった外部収入の確保、②入館料の設定、③運営規模の縮小など、様々な選択肢を検討する必要があると考えられる。

スインミルは時宜にかなった大変有意義な施設であり、より発展的かつ安定的な施設運営が望まれるため、公社は上記の観点を踏まえ、将来の収支シナリオを検討し、現在の収支構造を改善するための経営判断を行われたい。

(2) 浄化槽設置後の水質検査事業

ア 概要

環境公社では、浄化槽設置後の水質検査を実施している。この事業の目的は、浄化槽設置後の水質検査を通じて適正な処理が行われるよう監視し、水質基準の遵守を確保することである。東京都の下水道普及率が高く、浄化槽の数が少ない中で、法定検査として必要な業務を維持・運営することが求められているとともに、業務の効率化やコスト削減を図りながら、赤字運営を改善し、持続可能な事業運営を目指すことも重要な課題となっている。

具体的な内容としては、浄化槽の設置後に法に基づき水質検査を実施し、その結果を浄化槽管理者及び行政機関に報告する。検査の申込受付から日程調整、検査実施、結果の記録・送付、入金管理まで、一連のプロセスを事務員、検査員、経理担当が分担して運営している。受検案内の送付や申込受付、検査結果の記録・報告など、各手続はシステムと紙ベースの両方で管理しながら進められている。

なお、浄化槽の検査機関は一般社団法人又は一般財団法人を指定できるが、部内では他の法人が撤退し、唯一、環境公社が浄化槽の法定検査を実施している状況である。

イ 監査の結果

環境公社の浄化槽の検査事業については、年間処理件数が多く、デジタル完結していない手続であることからデジタルサービス局による令和6年度の手続のデジタル化に係る業務改善提案事業において対象手続に選定され、環境公社は、現行システムが導入から年数が経過しているとの認識から、デジタル化の提案を受けた。

報告書によれば、次のような改善策が提示され、全てを導入することで、約1,100時間（35%程度）の業務時間の削減、業務の質の向上が図られると提案されている。

- ・検査結果のスマホ・タブレット入力
- ・事前決済手段の充実
- ・各種支払・照会機能付きシステム導入
- ・受検・検査日案内の送付ルール見直し
- ・電子申請フォームでの申込の導入

報告書を閲覧し、有効性・経済性の観点からどこまで対応する予定であるか、目標やスケジュールについて、担当者へヒアリングを実施した。

担当者によると、提案されたデジタル化の内容をどこまで対応するか検討を進めているが、財源や事業収支の状況を踏まえて検討する必要があるため、具体的な計画や取組は設定していないとのことであった。

（意見5－12）浄化槽の水質検査事業のデジタル化と経済的負担の在り方について

環境公社は、浄化槽の検査事業について、都デジタルサービス局による令和6年度の手続のデジタル化に係る業務改善提案事業においてデジタル化の提案を受けたが、提案された内容について検討は進めているものの、財源や事業収支の状況を踏まえ検討する必要があるため、具体的な計画や取組は設定していない。

当該事業は、浄化槽法の規定に基づき都道府県知事に指定された指定検査機関としての業務であるため、公社のみが浄化槽の水質検査を実施している状況であり、都内の生活環境の保全及び公衆衛生の向上のためには公社が事業を継続していく必要がある。

この点、都による補助等の支援がない、自主事業であるため、財源や事業収支の状況を考慮することは理解できるが、提案された内容は業務時間の削減と業務の質の向上に資するものであり、事業経費の削減や事業効果を向上させる観点からは有益であると考えられる。そのため、判断を先送りすることなく、コストを見積もり適切な対応範囲を検討することが望ましい。

したがって、公社及び環境局は、事業継続のためのデジタル化の対応範囲等について、一体となって検討されたい。

4 東京都環境科学研究所の事業

(1) 調査研究費

ア 概要

環境公社の一組織である東京都環境科学研究所（以下「環境科学研究所」という。）では、都の環境施策の推進に資する調査研究や、東京の環境改善・向上に資する幅広い調査研究などを実施し、都や都民等に科学的な知見を提供している。

調査研究の形式としては、都からの受託研究、外部資金導入研究、自主研究がある。令和6年度の実績は以下のとおりである。

表B-5-5 東京都からの受託研究の一覧

No.	研究テーマ
1	都府施設ゼロエミッションペリクル化に向けた調査研究
2	グリーンソングラによる暑熱環境改善効果に関する研究
3	複合化された廃プラスチックのリサイクルに関する調査研究
4	熱分解GC/MSによるプラスチックの分析に関する研究
5	使い捨てプラスチックの削減による環境負荷低減の検証に関する研究
6	東京湾沿岸域における底層環境改善に関する研究
7	都内河川における衛生指標細菌の発生源の推定に関する研究
8	水素エネルギーの実装化に向けた調査研究
9	東京における地下水の実態把握に関する研究
10	保護上重要な野生生物種の保護策強化に向けた調査研究
11	自動車環境対策の総合的な取組に関する研究
12	微小粒子状物質の濃度低減等に関する研究
13	高濃度光化学オキシダントの低減対策に関する研究
14	有害化学物質によるリスク評価及びその危機管理に関する研究

環境公社ホームページより監査人作成

表B-5-6 自主研究の一覧

No.	研究テーマ
1	食用油加熱時における低級アルデヒドの排出量調査
2	使用過程車からの酸化エチレンの排出量に関する研究
3	小型環境計測器を用いたジチエーモン別PM2.5モニタリング
4	都内走行路線バスのエネルギー使用量のエリア別時間別特性の把握
5	気候変動予測データを用いた都内における将来のWBGT（暑さ指数）の推定

6	外来付着珪藻の繁殖に影響する環境因子に関する研究
7	東京都圏における生態系サービス分布の可視化推進と予測
8	保全地域における緑地の評価に関する研究
9	実路走行時の窒素化合物の排出量計測及び排出量原単位の算出に関する研究
10	森林保全の地下水涵養に及ぼす影響に関する研究
11	生物多様性に着目した化学物質による生態リスク評価手法の構築

環境公社ホームページより監査人作成

表B-5-7 外部資金導入研究の一覧

開始年度	終了年度	研究課題	区分	研究代表機関
R 4	R 6	底質及び底生食物網に着目したシロキサン類の多媒体残留蓄積性評価	分担	埼玉県環境科学国際センター
R 4	R 6	物質間ネットワークの統合的分析・評価モデルの開発と食品・プラスチックネットワークへの適用	分担	東京大学

<科学研究費>

<環境研究総合推進費>

開始年度	終了年度	研究課題	区分	研究代表機関
R 5	R 7	わが国の脱炭素社会実現に向けた都道府県の脱炭素計画に係る課題の統合的分析	分担	国立環境研究所
R 5	R 7	連続監視と網羅分析による水質事故の検知・対策手法の開発と流域モニタリングの最適化	分担	国立保健医療科学院
R 4	R 6	プラスチックラウンド濃度の把握によるVOC等大気汚染物質予測精度の向上と地域非出源による健康リスク評価の高精度化	代表	

環境公社ホームページより監査人作成

イ 監査の結果

文部科学省において公表しているように、研究機関における研究費の不正使用及び不正受給の事案は多く、不正の内容は、出張旅費の不正取得、架空請求、目的外使用など多岐にわたる。同省は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」を改正し、公表しているところであり、研究機関には研究費不正の根絶に向けた効率的かつ実効性のある不正防止対策を実現することが期待されている。

令和6年度の環境科学研究所における科研費に関し、研究者の応募申請、内部承認、科研費の受入れ、研究者による科研費の使用、実績報告（返還）に至る一連の流れについて、研究目的に適合した支出であることを確認し、ひいては不正

防止対策が講じられているか確認するため、担当者へのヒアリング及び関連資料の閲覧を実施した。

環境科学研究所では、科研費の共同研究において同所が研究代表機関である場合、研究費の使用については、環境公社の通常の支払業務プロセスを経て会計処理が行われる。一方、研究分担者の研究費の使用については、学術振興会が定める科研費のルールに則り、分担者の所属する研究機関が作成する実績報告として収支簿等の内部資料の提出を受けるのみで、外部証拠の添付を求めていなかった。

そこで、証拠の添付を求めない理由を確認したところ、以下2点の回答があった。

- 独立行政法人日本学術振興会が公表する科研費FAQでは、「分担金を管理していた研究機関は収支状況が分かる収支簿等の書類の写しを研究代表者の所属する研究機関に送付する」、「執行に係る関係書類については研究分担者が所属する研究機関が保管すること」「納品書や領収書等の関係書類全ての写しの送付を求めるのではない」との記載があり、研究代表機関へ全ての関係書類を提出することまでは定められていない。
- 令和6年度の科研費実績2件については、いずれも分担者としての研究参加であり、収支簿を研究代表機関に対して提出しているが、関係書類の提出までは行っていない。

(意見5-13) 科研費における研究分担者の提出資料について

環境公社の一組織である東京都環境科学研究所は、科研費の共同研究において同所が研究代表機関である場合、学術振興会が定める科研費のルールに則り、分担者の研究費の使用については、研究分担者の所属する研究機関が作成する実績報告として収支簿等の内部資料の提出を受けるのみで、外部証拠の添付を求めていない。

研究機関には研究費不正の根絶に向けた効率的かつ実効性のある不正防止対策を実現することが期待されているが、収支簿等の書類の写しのみでは不正の端緒を発見することは困難である。対応策としては、例えば、収支簿の確認過程における異常取引や記載を定義して確認結果を文書化することや、どのような場合に分担者に対して外部証拠の提出を求めるかを整理することも有効な取組である。

したがって、環境公社（東京都環境科学研究所）は、現在のルールが研究費不正を防止又は発見する観点から十分であるか、実務上の負担も勘案しつつ確認するとともに、より一層不正防止に向けた取組を検討したい。

(2) 発信・広報活動

ア 概要

環境科学研究所が行う調査研究成果の主要な発信・広報活動として、研究所ニュース、公開研究発表会、施設公開、施設見学がある。研究所ニュースは、研究の内容、学会で発表した内容、表彰情報等を掲載したカラー刷りの広報誌である。

公開研究発表会は、研究成果を広く都民に知らせるために、年に1回開催する発表会である。新型コロナウイルス感染症の流行時から、オンライン視聴も併せたハイブリット開催となっている。見逃し配信により1か月間視聴可能である。施設公開は、環境科学研究所で開催される夏休みの親子向けイベントである。子供の自由研究の題材として活用されることを想定しているため、開催時期は7月下旬の夏休み開始直後に1回となっている。

施設見学は、広報担当による研究内容の紹介と環境科学研究所の案内を行っている。特定のテーマについて研究者から直接説明を受けることも可能である。申込対象は原則、都内のみ・中・高・大学生及び都民であり、行政・海外研修生等の視察にも対応している。

イ 監査の結果

環境科学研究所が行う調査研究成果の主要な発信・広報活動について、都民に対して十分な広報活動が行われているか、それぞれの活動について担当者へヒアリングを実施した。

研究所ニュースは、令和6年度は600部の印刷物を作成し、自治体の環境施策担当部署やイベント時に配布するとともに、ウェブサイトに掲載している。記事の内容は自製、レイアウト及び印刷は外注である。そこで、物価高騰下で印刷物の配布が費用対効果に見合っていないか確認したところ、令和7年度は印刷部数を削減していることとあり、必要部数の見直しを適時に行っている状況を確認した。

公開研究発表会は、参加者数の推移を確認したところ、直近3か年の実績は以下のとおりであり、参加者数はオンライン視聴も含めて横ばいとなっている。

表B-5-8 公開研究発表会の参加者数の推移

年度	現地	オンライン	合計
令和4年度	—	137名	137名
令和5年度	71名	127名	198名
令和6年度	68名	141名	209名

※令和4年度は、オンライン開催のみ

環境公社提供資料より監査人作成

施設公開は、参加者数の推移を確認したところ、直近3か年の実績は以下のとおりである。非常に好評で参加者が急増しており、直近の令和7年度は施設の規模に対して限界に近い参加者数となっていることであった。

表B-5-9 施設公開の参加者数の推移

年度	参加者概数
令和5年度	約230名
令和6年度	約470名
令和7年度	約600名

環境公社提供資料より監査人作成

施設見学は、団体を前提としていることから、参加者数と団体数を確認したところ、令和6年度は149名、11団体（教育関係3件、官公庁3件、海外3件）の参加があり、好評であった。なお、件数が増加すると、研究者の負担が増加して研究に支障が生じるおそれもあるため、事務職員で説明が完了できるように仕組みを検討していることとあった。

(意見5-14) 公開研究発表会の視聴者数の増加策について

東京都環境科学研究所が行う公開研究発表会は、同所の研究成果を広く都民に知らせる上で重要な機会と言えるが、近年の参加者数は現地参加、オンライン参加を合計しても横ばいとなっている。一方、見逃し配信については、参加者の数や層を拡大する上で有効な取組であるが、視聴可能期間は、研究の鮮度を重視しているため公開から1か月間に限定されている。

ゼロエミッションや生物多様性など、環境問題への社会的関心が大きく高まる中で、環境分野にフォーカスした研究を継続的に行う環境科学研究所の取組は、より幅広い都民に周知されることが望ましい。

この点、現状の公開研究発表会の参加者数については、そうした社会的関心の高まりに比例して増加しているとは言えず、コンテンツや広報の在り方について改善の余地があると考えられる。

また、見逃し配信についても、1か月で研究成果が陳腐化するとは考え難く、視聴期間を延長することで都民のアクセス性を向上させるメリットの方が大きいと考えられる。

したがって、環境公社（東京都環境科学研究所）は上記の観点から、公開研究発表会の参加者数やアクセス性を向上させるための取組を検討されたい。

(意見 5-15) 施設公開における参加者の急増への対応について
東京都環境科学研究所が行う施設公開は、7月下旬の夏休み開始直後に1日
のみの開催としているが、参加者の急増により、研究者・職員のリソースや安全
確保の観点から、キャパシテイは限界に近付いている。
環境科学研究所を都民に周知するという観点からは、引き続き参加者数を拡
大していくことが望ましいが、一方で、今後更に参加者が増加した場合、サービ
スの質や安全性の確保が難しくなっている現状を踏まえる必要がある。
したがって、サービスの質の向上や安全性の確保に向け申込方法の工夫など
具体的な方策を検討されたい。

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号
 電話 〇三(五三三二)一一一一(代)

郵便番号
 163-8001

定価
 本号
 一箇月 二九〇円
 六、六〇〇円
 (郵送料を含む。)

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七号
 電話 〇三(三八一二)五二〇一(代)

郵便番号
 113-0001

